

令和2年12月盛岡市議会定例会（一括）質問答弁書
保健福祉部 保健所保健予防課

通告項目 新型コロナウイルス感染症の影響について

質問要旨

① 自死

- ①市におけるコロナ禍の自死の現状について発生数、推測できる特徴、対処等を示せ。
- ②コロナ禍による盛岡市自殺対策推進計画への影響、変更すべき点等があれば示せ。

〔市長答弁〕

伊勢志穂議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、本市におけるコロナ禍の自死の現状についてであります。本市の自殺者数は、平成18年をピークに緩やかな減少傾向にあり、令和2年の警察庁自殺統計暫定値では令和2年9月時点で36人、令和元年9月時点の36人と9月時点の比較では同様の状況が伺えるものの、本市のコロナの発生は、その後増加したことから、影響がでるのはこれからと推測し、今後の動向を注視しているものであります。

また、市保健所に寄せられた電話による相談件数につきましては、令和2年度11月末時点で1,927件、令和元年度11月末時点で1,972件とほぼ同数となっております。

本市といたしましては、コロナ禍による様々な要因が重なり自殺に追い込まれることのないよう、関係機関と連携を図りながらメンタルケアに取り組んでまいりたいと存じます。

次にコロナ禍による盛岡市自殺対策推進計画への影響、変更すべき点等についてであります。コロナ禍の中で、盛岡市自殺対策推進計画に掲げる取組が思うように推進できない状況にありますが、特に、影響が大きかったのは、人が集まる研修や講座などの開催が困難となったことから、8月に岩手医科大学と市保健所の協働により「SOSの出し方教室 DVD」を作成し、令和2年度中に市内各小・中学校へ配布する予定としているところであります。

また、コロナ禍に対応した若年層向け自殺対策として相談窓口の自動応答システムのリンク先を示したQRコードを印刷したカードを市内小中学校、高等学校、大学・専門学校に配布を予定しているなど、取り組んでいるところであります。

子ども未来部子ども青少年課

通告項目 新型コロナウイルス感染症の影響について

質問要旨

②児童虐待

- ・全国と盛岡市での虐待件数の推移と、令和2年度の特徴的な傾向があれば示せ。
- ・今までの施策について、見直し等を考慮する必要があるれば、その内容を伺う。

〔市長答弁〕

次に児童虐待相談件数の推移についてであります。全国の相談件数は、7月末までの速報値で令和2年度は6万2,440件で、元年度の6万1,425件に比べ、1,015件の増加となっており、本市におきましては、10月末現在ですが、2年度は76件で元年度の99件に比べ、23件の減少となっております。

また、特徴的な傾向についてであります。全国的には、児童虐待相談件数は増加しているところでありますが、本市におきまして、件数が減少しているのは、子ども家庭総合支援センターを中心に、重点的に児童虐待の発生予防に取り組んできた効果が現れたものと認識しております。

次に今までの施策の見直しについてであります。これまでも、子ども家庭総合支援センターにおける、児童虐待の発生予防と早期対応の体制を強化してきたところであり、施策の大きな見直しは予定していません。新型コロナウイルス感染症が家庭に及ぼす影響は見えにくく、また、全国的には児童虐待相談件数が増加していることなどから、今後におきましても、子ども家庭総合支援センターにおいて、関係機関との連携を更に強化し、虐待に至る前に家庭や子どもを支援することができるよう、迅速かつ適切な対応に努め、本市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていくため、全力を尽くしてまいりたいと存じます。

次に、方策の教職員への伝え方や研修制度についてであります。生徒指導主事会議や校長園長会議の実施など、取組の周知を図っております。各学校では、県教育委員会が主催する、いじめ問題に関する研修講座への参加や、構内研修会の開催など研修に努め、い

じめの防止に取り組んでおります。

今後も、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許容しない雰囲気づくりや初期段階での発見、指導など、いじめの防止に向けた取組を推進してまいりたいと存じます。

商工労働部経済企画課

通告項目 新型コロナウイルス感染症の影響について

質問要旨

①新型コロナウイルス感染症に係る今後の経済的な施策に関する考えを示せ。

〔市長答弁〕

次に、新型コロナウイルス感染症に係る今後の経済的な施策についてでありませんが、感染症の流行により経済的な影響を受けた事業者・勤労者の支援策として、勤労者向けの生活資金特別融資制度の創設や、事業者の資金繰り支援としての保証料及び利子の補給、雇用を維持した場合の雇用継続支援金の支給、また、地域内の消費を喚起するための「プレミアム付き商品券」の発行や「盛岡の宿応援割」の取組など、これまでの数次にわたる緊急経済対策による重層的な支援を通じ、地域経済の下支えに総力を挙げて取り組んできたところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であっても、市民の皆様の経済的な不安を能（あた）う限り払拭し、安心して生活することができるよう、感染拡大の防止と地域経済の活性化に向けて、引き続き必要な施策に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

教育委員会事務局学校教育課

通告項目 いじめと不登校について

質問要旨

(1)いじめの現状とその対応

- ・令和元(2019)年度の児童生徒の問題行動等の調査結果を示せ。
- ・本市の学校のいじめアンケートについて示せ。
- ・いじめアンケートの設問についての指導を示せ。
- ・いじめ防止に向けての方策を示せ。
- ・方策の教職員への伝え方や研修制度について示せ。

〔教育長答弁〕

ご質問にお答えいたします。

はじめに令和元年度の、児童生徒の問題行動等の調査結果についてであります。本市におけるいじめの認知件数は、小学校1,379件、中学校282件、計1,661件で、同様、5年連続で過去最多を更新しております。

次に、本市の学校のいじめアンケートについてであります。市立小中学校では、毎年10月下旬から11月にかけて、児童生徒及び保護者を対象に市教育委員会が作成した、いじめに関するアンケートを行っております。設問は、児童生徒の本音を引き出すことに配慮して設定し、「あなたは、今の学年になってから、『冷やかしたり仲間はずれ』『物をかくされる』『たたかれる・けられる』など、いやなことをされたことかありますか」と尋ね、該当するものにマルを付けさせたり、自分や友達が困っていることについて、記述する欄を設けたりするなど、いじめの実態を把握しやすいようにしており、いじめの早期発見に努めております。

次にいじめアンケートの設問についての指導であります。各学校が、独自にいじめに関するアンケートを行う場合は、市の設問を参考にしながら内容を検討し、実態を踏まえて時期や回数を決定の上、実施するよう指導しております。

次に、いじめ防止に向けての方策であります。市教育委員会では、いじめの未然防止や早期発見、組織的な初期対応、解消までの見守りの徹底を重点とし、各学校に指導しております。各学校には、「児童・生徒会活動等を通じて、いじめ問題を考えさせているか」など、いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる、校内体制の点検を義務付け、不十分な項目については、早急かつ適切に取り組むよう指示しております。また、毎月1日を「心の日」に設定し、朝会や集会などで、教員が児童生徒に対し、心温まる話をするなどを推奨するなど、いじめの防止に向けた取組を推進しております。

教育委員会事務局 学校教育課

通告項目 いじめと不登校について
質問要旨

(2) 不登校の現状とその対応

- ・令和2年度の小中学校での不登校生徒の数とその原因を示せ。
- ・新型コロナウイルス感染症への懸念から自主的に休校している生徒の現状について示せ。
- ・コロナ禍は不登校の生徒たちに影響を及ぼしたか、見解を示せ。
- ・タブレット端末が全生徒に配られて以降、オンライン教育を不登校対策の一つとして検討せよ。

〔教育長答弁〕

次に令和2年度の小中学校の不登校児童生徒の数と、その要因についてであります。本市の不登校児童生徒数は、10月末時点で、小学校61名、中学校153名であります。また、その要因については、学校生活に対する無気力や不安、友人関係をめぐる問題、学業の不振、生活リズムの乱れ等、多岐にわたっております。

次に、自主的に登校を控えている児童生徒についてであります。本市において、本人や保護者の感染に対する不安や、家族に基礎疾患があり、感染が心配である等の理由から、登校を控えたことのある児童生徒は、令和2年4月・5月では58名、11月では218名となっております。各学校においては、家庭と連絡を取りながら、児童生徒の健康状態の確認や、学習支援等の対応に努めております。

次に、コロナ禍の不登校の生徒たちへの影響についてであります。本市では、長期間の休校や分散登校を実施しなかったことから、不登校の子どもたちへの影響は、少なかつたものと捉えております。

次に、オンライン教育を、不登校対策の一つとすることについてであります。議員ご指摘のとおり、タブレット端末を活用したオンライン教育は、不登校の子どもたちに対する、有効な学習支援の方法の一つであると存じておりますので、今後、必要な機器や、活用のための環境整備を進めながら、検討してまいりたいと存じます。

以上、ご質問にお答えしました。

保健福祉部 地域福祉課

通告項目 人権擁護について
質問要旨

①新型コロナウイルス感染症の誹謗中傷

- ①新型コロナウイルス感染症関係の人権相談の件数とその概要を伺う。
- ②検査陽性者の人権を守るための施策を伺う。

〔保健福祉部長答弁〕

新型コロナウイルス感染症関係の人権相談についてであります。人権相談は法務省が所管しており相談件数と概要について盛岡地方法務局に伺ったところ、相談内容を公表しないことを前提に相談を受けていることから、件数やその内容についてはお知らせできないとのことであります。

次に検査陽性者の人権を守るための施策についてであります。本市におきましては、これまでも「市長メッセージ」や定例記者会見等で、市民に対し差別や誹謗中傷を行わないよう、繰り返し呼びかけているほか、市のホームページや広報、ショッピングモールのデジタルサイネージなどを通じて周知・啓発を行っているところであります。

今後とも、引き続き、市民への呼びかけや様々な広報媒体の有効活用による差別や誹謗中傷防止の周知・啓発を機会ある毎に行うことにより、検査陽性者の人権擁護に努めてまいりたいと存じております。

保健福祉部 長寿社会課

通告項目 新型コロナウイルス感染症の影響について
質問要旨

(3) 高齢者虐待

- ①全国と盛岡の2019年度と2020年度の高齢者虐待件数 について示せ。また、コロナ禍の影響及びその対処について示せ。
- ②コロナ禍における高齢者虐待の対応について示せ。

〔保健福祉部長答弁〕

次に、全国と本市の高齢者虐待件数についてであります。全国については、厚生労働省から平成30年度まで公表されており、平成30年度の高齢者虐待判断件数は17,249件となっております。また、本市については、令和元年度が58件、令和2年度は11月30日現在で42件となっております。戸口ナ禍の影響については、42件の中にコロナ禍における様々なストレスが虐待の一因となっていると思われるケースも見受けられ、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携しながら迅速に対処しているところであります。

次に、コロナ禍における高齢者虐待の対応についてであります。これまで、虐待事案が潜在化することを防ぎ、より多くの目により、高齢者虐待の早期の発見につなげ、迅速な対応が図られるよう、ケアマネージャーやデイサービスの職員等幅広い関係者を対象とした研修会や市民講座を開催しているところであり、令和2年度は、より早期の発見につながるよう開催時期を例年よりも早め、感染予防対策をとった上で実施し、意識啓発に引き続き努めているところであります。

保健福祉部 地域福祉課

通告項目 地域共生社会づくりについて

質問要旨

(1) ひきこもり

盛岡市におけるひきこもりの推計値は何人か。広義と狭義のそれぞれの人数と推計の根拠も示せ。

〔保健福祉部長答弁〕

盛岡市におけるひきこもりの推計値についてであります。内閣府は、平成27年度に、満15歳から満39歳までを対象として、平成30年度には、満40歳から満64歳を対象とした2回の調査を実施しております。

同調査では、「自室または家から出ない」「近所のコンビニなどには出かける」と回答があった方を「狭義のひきこもり」また、「自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」と回答した方を「準ひきこもり」とし、これらを併せた方を「広義のひきこもり」としております。

二つの調査の結果を合わせますと、満15歳から満64歳までの「狭義のひきこもり」につきましては、全国で54.1万人と推計され、盛岡市の人口に置き換えた推計値は1,224人となり、「広義のひきこもり」としては、全国の推計値は115.4万人、盛岡市の推計値は2,609人となります。

以上は、あくまでも本市に当てはめた場合の推計値であり、平成30年度に岩手県が実施した、民生委員が担当地域で把握している、ひきこもり状態と思われる方の実態調査の結果では、本市のひきこもり状態の方は、225人となっております。

保健福祉部生活福祉第一課・第二課

通告項目 地域共生社会づくりについて

質問要旨

①ひきこもり

④自立相談アウトリーチ機能の今年度の実績について示せ。

⑤ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化に、市はどのように関わっているか。市が関わったケースがあれば、その実績を示せ。

〔保健福祉部長答弁〕

次に、自立相談機関におけるアウトリーチ支援の実績についてであります。令和2年度から、「盛岡市くらしの相談支援室」にアウトリーチ支援員を1名配置し、就職氷河期世代を中心として、ひきこもり状態にある方の就労に向けた相談支援を開始したところであります。4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって、家庭訪問が難しい

状況にあります。 「地域若者サポートステーション事業」と連携しながら、一般就労に向けた本人との信頼関係づくりから始め、これまでに11人の支援を継続して実施しており、中には、就職活動や就労準備支援事業への参加につなげることができた方もいるところでもあります。

次に、ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関との連携強化に、市はどのように関わっているかについてであります。 「岩手県ひきこもり支援センター」と市の自立相談支援機関である「盛岡市くらしの相談支援室」とは、これまでに意見交換を行ってきており、それぞれの役割分担について確認した上で、相互に協力し、実行ある取組を進めることとしております。 また、盛岡市社会福祉協議会とも、令和2年度当初から、アウトリーチ支援について、事業概要や連携の仕方について話し合いをもっており、11月には、同協議会が相談支援に当たっている家庭のうち、ひきこもり状態にある方のいる家庭にアウトリーチ支援員を派遣することについて、協力をお願いしたところでもあります。

今後も関係機関と連携しながら、市内の引きこもり状態にある方の就労に向けて、アウトリーチ支援員による効果的な相談支援に努めてまいりたいと存じます。

保健福祉部 地域福祉課

通告項目 地域共生社会づくりについて

質問要旨

(1) ひきこもり

① 地域共生社会に向けて包括的支援体制を推進していく方向性は、盛岡市社会福祉協議会が中心となって進めるものか示せ。

② 事業の目的に対する達成指標は、どのようなものになるか。

〔保健福祉部長答弁〕

次に、地域共生社会に向けた包括支援体制の方向性についてであります。 令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行うことが規定されております。 国では、その実現のための体制整備として、これまでモデル事業で実施していた多機関の協働による包括的支援整備事業をさらに充実した事業として、新たに「重層的支援体制整備事業」を創設することとしております。 本市の「重層的支援体制整備事業」の実施にあたりましては、これまでの実績も踏まえ、モデル事業に引き続き盛岡市社会福祉協議会が中心となって進めることを想定しております。

次に、この事業の目的に対する指標につきましては、令和3年度に「重層的支援体制整備事業計画」を国に提出することとなりますが、その中で定めるものとしております。 事業実施につきましては、令和4年度の開始を目標としております。

保健福祉部 長寿社会課

通告項目 地域共生社会づくりについて

質問要旨

(2) 成年後見人など「あんしん」施策

① 成年後見センターの開設後の実績を示せ。

② 多機関の協働による包括的支援体制モデル事業における検討状況を示せ。

③ 民間法人と連携した高齢者支援について見解を示せ。

〔保健福祉部長答弁〕

次に、成年後見センターの開設後の実績についてであります。 4月20日の開設から11月末時点において、相談業務として盛岡市内から延べ164件、広域全体では延べ225件の相談に対応したほか、制度の担い手となる市民後見人を養成するための講座や、関係機関の連携体制を強化するための地域連携ネットワーク連絡会議等を開催しております。

次に、多機関の協働による包括的支援体制モデル事業における検討状況についてであります。 平成29年度に設けた「保証人分科会」で、医療、就労、入居の各分野における課題について整理し、共通する課題として家族が担っていた役割を代行する支援が必要であるが、そのような仕組みづくりは困難であると判断されたところでもあります。 分科会は令和元年度から「おひとりさま分科会」と改称し、保証人問題に限らず広く社会的孤立防止をテ

一マとして、引き続き検討を進めております。

次に、民間法人と連携した高齢者支援についてであります。高齢者個別の生活歴や経済状況等によって必要となるニーズがそれぞれ異なりますので、行政による公的な支援と、一般社団法人やNPO法人などの民間法人による支援を調整するなど、当該ニーズにできるだけ即したものにすることが必要かと存じますので、民間法人も含めた関係者・関係機関から御意見を伺いつつ、連携して支援の充実を図ってまいりたいと存じます。

市民部男女共同参画推進室

通告項目 新型コロナウイルス感染症の影響について

質問要旨

(4) DV

- ・全国と盛岡の2019年度と2020年度のDV相談件数を示せ。
- ・昨年と比較して相談内容に変化はあるか。

〔市民部長答弁〕

DV相談件数についてであります。内閣府男女共同参画局から公表されている資料によりますと、平成31年4月から令和元年9月までの全国におけるDV相談件数は67,132件、令和2年の同期間における相談件数は99,266件となっており、約48%増となっております。令和元年度全体の集計値については同局において取りまとめ中とのことであります。

本市における相談件数につきましては、令和元年度は全体で1,132件であり、4月から10月までで755件、令和2年の同期間の件数は556件であり、約26%減となっております。令和元年度は特定の方からの相談が頻りに寄せられたことによる一時的な増加が本年度の減少の要因となっているものと存じております。

相談内容の変化につきましては、夫の仕事が減ったことにより、夫との接触機会が増え、DVがエスカレートしたなどの相談が寄せられており、新型コロナウイルス感染症の影響があるものと考えられますが、本市といたしましてはDV被害者をより支援できるよう、今後も全庁で連携して取り組んでまいりたいと存じます。

商工労働部経済企画課

通告項目 地域共生社会づくりについて

質問要旨

- ①盛岡市における就職氷河期世代活躍支援プランの概要は。
- ②地域若者サポートステーションの強化の内容を示せ。

〔商工労働部長答弁〕

盛岡市における就職氷河期世代活躍支援プランについてであります。厚生労働省の就職氷河期世代活躍支援プランなどに基づき、岩手労働局が中心となり設置している「もりおか若者サポートステーション」と、自立相談支援機関である「盛岡くらしの相談支援室」が連携・協力し、概ね45歳までの方を対象として、相談から職場定着までの一貫した支援に取り組んでいるところであります。

次に「もりおか若者サポートステーション」の強化の内容についてであります。従来は30歳代までを支援対象としていたものを、令和元年度から40歳代にまで拡大し、就職に向けたセミナーなどを開催しているほか、社会参加活動の場の提供など、岩手労働局、県、本市が連携しながら、「もりおか若者サポートステーション」の専門的知見を積極的に活用し、就職氷河期世代の就労支援に取り組んでいるところであります。

市民部 くらしの安全課

通告項目 交通安全について

質問要旨

- (1) 危険な交差点
 - ・横断歩道に係る注意喚起の看板設置などを検討すべきと考えるが所見を伺う。
- (2) 自転車

・自転車利用者の交通法規の順守について、県警と連携した取り組みが必要と考えるが所見を伺う。

〔市民部長答弁〕

横断歩道に係る注意喚起の看板の設置についてであります。交通安全のために必要な啓発看板等につきましては、市で購入したものを、町内会や自治会御協力を得て設置していただいております。今後も看板の種類や設置場所など、地域の方々と相談しながら対応してまいりたいと存じます。

次に、自転車利用者の交通法規の順守についてであります。市内の人身交通事故の発生件数が減少傾向にある一方で、自転車の関係する当該件数は横ばいで推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響など、自転車利用の需要が高まる中、自転車利用者への交通ルールの周知やマナーの徹底は、一層重要になってきているものと認識しております。

市ではこれまでも、警察や交通安全協会等と連携し、毎月8日の岩手県自転車安全指導の日において、通勤や通学時の安全利用の呼びかけや指導を行っているほか、小中学校や町内会などにおける交通安全教室の実施など、啓発に努めてきたところであります。

今後におきましても、自転車利用者への交通ルールの周知徹底を図るとともに運転免許の保持者に対する啓発方法として、免許更新の機会を活用するなど、警察や関係機関と協議してまいりたいと存じます。

建設部 道路管理課

通告項目 交通安全について

質問. 要旨

①危険な交差点

- ・横断歩道を照らすLEDライトの設置を検討すべきと思うがいかがか。
- ・左右の安全確認が厳しい狭隘な生活道路の安全対策を考えるべきではないのか。
- ・視覚確保のための隅切の協力を市民に求めることは出来ないのか。

〔建設部長答弁〕

横断歩道への街路灯の設置についてであります。夜間の交通において特に危険な交差点、横断歩道、橋梁などの場所について、街路灯を設置しております。

ご指摘の箇所につきましては、設置基準を満たす箇所と存じますが、街路灯の設置要望は多数寄せられておりますことから、優先順位を判断し、順次整備してまいりたいと存じます。

次に狭隘な生活道路の安全対策についてであります。左右の確認が厳しい交差点については、ドットラインやカーブミラーの設置、町内会などによる注意喚起看板の設置などが、一定の効果があるものと存じております。市内には同様の交差点が多数あり、箇所により設置の要件が異なることから、町内会などから具体的な設置場所についてのご相談をいただきながら、安全対策について検討してまいりたいと存じます。

次に市道の隅切用地の確保についてであります。用地の取得にあたっては、地域の方々に組織する団体に対して補助金を交付する「隅切借地整備促進事業補助金交付制度」を制定しております。地域の皆様に、この制度を活用していただくことで、隅切用地の整備を進めてまいりたいと存じます。

(文責 いせ志穂)